

住宅の耐震診断と耐震改修 鶴岡市は支援制度に遅れ

元日の大規模な能登半島地震で、住宅の倒壊が相次いだことから、住宅の耐震診断や耐震改修に、関心が高まっています。

2で、市町で自己負担額に違いがあります。さらに対象要件でも違いがあります。

鶴岡市は昭和56年、他市町は平成12年

住宅の耐震診断に対する国の補助制度は、民間が実施する場合は2／3（国1／3、地方1／3）、市町村が実施する場合は、国1／

鶴岡市は、昭和56年（1981）5月31日以前の着工ですが、酒田市や庄内町、遊佐町

は、平成12年（2000）5月31日以前着工の住宅です。

耐震基準は、建築基準法が1950年に制定され、十勝沖地震（1968）を受け1971年、宮城県沖地震（1978）を受け1981年、阪神淡路大震災（1995）を受け2000年に、大きな改正が行われました。

1981年（昭56）5月31日までに確認申請を受けた建物は「旧耐震」、それ以降の建物は「新耐震」と呼ばれています。

旧耐震では震度5程度、新耐震では震度6強～7程度の大地震でも倒壊しないとされています。

2000年（平12）の改正では、基礎は地耐力に合ったもの、柱や筋交いを固定する接合部、耐力壁の配置も規定されました。

耐震改修補助も差

耐震改修では、鶴岡市は3分の1で上限60万円ですが、他市町は2分の1で80～100万円の補助金です。鶴岡市は、支援制度見直しが求められます。

市町村名	住宅の「耐震診断」補助事業		住宅の「耐震改修」補助事業	
	耐震診断の対象要件	自己負担額	耐震改修の対象要件	限度額（補助率）
鶴岡市	昭和56.5.31以前着工、在来軸組木造2階建以下	13,000円	補強計画作成	評点1.0以上 上限60万円（1/3）
酒田市	平成12.5.31以前着工、木造2階建以下	10,000円	上段：図面あり 下段：図面なし	評点1.0以上 上限80万円（1/2）
		13,000円	補強計画別途（補強案は作成）	評点0.7以上 上限60万円（1/2）
三川町	R5事業なし			防災ベッド、耐震シェルターの設置 上限10万円
庄内町	平成12.5.31以前着工、在来軸組木造2階建以下 居住用住宅、500㎡以下	9,400円	補強計画別途	評点1.0以上 上限100万円（1/2）
遊佐町	平成12.5.31以前着工、在来軸組木造2階建以下	10,000円	補強計画別途	評点1.0以上 上限120万円（1/2）

山形県HP：「木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助制度」から

ふるさと賛歌 21

鈴木重雄（八色木）

薬師堂の堂宇、平成7年（1995）に大改修

八色木の村谷地が開田され、屋根の修復に使う茅を獲ることが出来なくなったので、昭和22年（1947）に瓦屋根に改修した。

昭和45年には、堂宇の傾きが著しく、道路の整備により境内の排水が悪くなり、柱根の腐朽も心配され、立ち上げ工事を行ってきた。

堂宇再建により290余年にもなり、その間風雨にさらされ、老朽甚だしく、明治27年（1894）の両羽大地震などにより破損が生じ、大規模補修を要する状況だった。

様々な検討の結果、平成7年7月完成を目途に、大改修を行うことを決めた。
改築工事は概算1

300万円として、寄附を平成6年10月30日まで募ることにした。

御寄進額は1口3万円以上とし、3年分割も可能とした。

寄附金は、1746万5千円が集まった。堂宇改修工事は1603万6800円となり、法要式典に14万2640円を支出し、支出合計は1744万9440円となった。

収支残金は、薬師堂保存会に繰り入れた。

平成7年4月に着工し、同年7月末まで立派に完成し、8月17日午前9時から精入れ式遷座、及び落慶法要を行った。

記念式典と祝賀会は、9月10日午後2時から地区公民館で行った。大工棟梁は、八色木斎藤建築の斎藤清一氏である。



八色木薬師瑠璃光如来堂
全景写真

市民レベルの「医師不足を考える」運動を

山形県の医師数は令和2年12月31日現在、2608人で、人口10万人あたりでは244・2人、全国平均の269・2人より25人も少なく、都道府県別では下位から9番目の「医師少数県」になっています。

うち庄内地域は、201・6人で、67・6人も少なくなっています。

医師の働き方改革

令和3年(2021)5月28日に公布された「医師の働き方改革法」(「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」)が、本年4月1日から施行され、今まで実質的に無制限だった「医師の労働時間」に、「時間外労働の上限規制」が設けられました。

医師不足の改善が追いつかないままだと、地域医療に多大な影響が心配されます。

県の地域医療支援課では昨年10月13日、令和8年度までに「医師少数県」脱却目指し、医師を増やす協議を始めています。

鶴岡市でも、地域に医師不足をつくり出してきた自民党政治の問題を明らかにして、市と市民レベルでの「医師不足を考える」運動が必要です。

~~~~~

そのため、小休所や宿泊所の地では、国旗・提灯等を掲げるが、各自の祝意は自由であること。

営業は平日通り、往來での行列見物も自由とされた。

ただし拝見の時に、尊敬を表すことは当然だが、立礼蹲踞(りつれいそんきょ)であること、またその地の習俗に従うことなどが示さ

れた。

日常生活に支障をきたさないようにするとの配慮からだった。

また、恩賜や下賜のため、忠義、篤業、及び忠義者の事跡と墳墓80歳以上の者、節操の婦人などを申告することなどが記されていた。

『巡幸沿道地方官心得』を受け、県令・三島通庸は各郡長宛にさらにこまい布達を出している。

道の掃除は砂など吹散らぬよう散水すること。子どもが、行列が

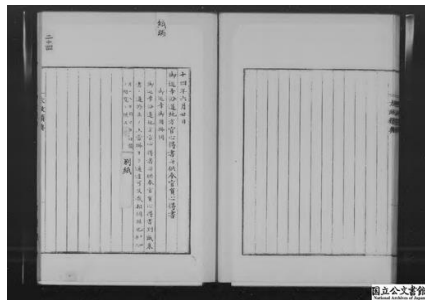


## 年初から異変続き

年の初めから大きな地震に見舞われた地域があり、大型の旅客機が燃える事故もあつて、今年はどうな年になるものやらと、どなた様も思われた事でしょう。併せて、庄内とはなんと住みよい処なんでしょうか・とも。ありがたい事ですすね。

▲20日大寒に入り23日頃に雪マークが。こんなに雪がなくて良いんでしょうか。スキーに行かなくなつて何年かなるが、羽黒のスキーは大丈夫ですかナ。俺が子どもの頃は、馬糞で堆肥を運んでいたものだったが、その頃が今年みたいだったら、元肥無しで米を作ることになつたらうから、どんな作になつていたものやらナンテ思うが。▲これも異常気象なのでしょうが、暗いうちから雪のけをしなくて

通る道に駈出したり物を投げたりしないよう父母がよく注意すること。脛をあらわにしての見物の禁止などである。



『御巡幸沿道地方官并供奉官員心得書』(国立公文書館所蔵)

いいから俺は樂をしている。でも、大型機械を整備した会社や除雪のために待機させられている多くの方々・つまり雪から俺達の足を守ってくれていた方々は、当然ながら仕事が無いんだ。役所は予算が残るが、待機料はどの位出るものか。金が入らないことで困る人が居ないのか。世の中うまくいかないネ。

▲ところで去年の庄内柿は、令和3年と同じで遅霜にやられ、バーだった。と言つても、コンテナで2個はあつたから3年よりは良かった事なんだが。

▲実がならない反動で枝の出た事と言つたら、果木とは見えない繁茂状況。剪定はその分大変になるからと、高いけど思い切つて電動の剪定ばさみを買つたヨ。農業は毎年赤字申告なんだが、こいつは3年償却で申告の準備をしようっと。(石川)

## 東田川史跡物語

県の対応―「御巡幸沿道地方官并供奉官員心得書」 青山 崇

『巡幸沿道地方官心得』(略称)が、1881(明治14)年6月11日に布告され、これでする前準備が進行する。その趣旨は、郡長・区長・戸長らによって県民に伝えられ、それまで、いろんな情報

飛び交っていたのが一段落した。

まず巡幸の目的は、地方の民情を親しく知ることなので、全て飾らず日常的な生活をすることで、庶民に苦しみなどの迷惑をかけないようにすることとさ